

視点

国際的企業活動と会社法務

少し前のことになるが、おやと思う判決に出くわした。東京地方裁判所平成23年3月25日判決（LEX/DB 25443858）である。これは、日本の大手電機メーカーの商標を使用してその製品を中国・台湾・香港において販売する地位を得ていた日本法人が、その契約終了後も、それらの地域において権限なくその商標を使用して販売をしたことを認定し、被告の日本法人とその代表取締役に対し、連帯して2億6000万円余りの損害賠償を当該メーカーに支払うことを命じたものである。

このようなトラブル自体はさして珍しいものではない。問題は、東京地裁が、中国・台湾・香港での商標権侵害について、それぞれの地の商標法を適用して侵害を認めた上で、それぞれの地の会社法により日本法人の取締役の責任を認めた点である。

これは由々しきことである。日本法人が日本国外で不法行為をした場合、その地の法が不法行為の準拠法となるとしても、その地の会社法上の取締役の第三者責任に関するルール（日本の会社法429条に相当するもの）が日本法人の取締役に適用されるなどということがあり得るのである。仮にそうであるならば、それに備えておかなければならないが、果たしてそうなのか。

各国の会社法は、それぞれ独自に法人格を有する人工的な主体を設立することを認めつつ、それを上手にコントロールする方策を工夫している（いまだに法人を完璧にコントロールするガバナンス方法の確立に成功した国はない）。した

がって、それぞれの「会社」は日本のそれと仕組みが異なる。日本の取締役と一対一で対応するものが外国にあるとは限らず、それらの者の権限も同じではない。A国の会社法の規定をB国の役員の第三者責任に適用することは不適切であり、上記の判決には大きな疑問がある。

翻って、日本の会社法429条はどのように適用されるのであろうか。外国会社にも適用されるように作られているであろうか。

日本の会社法は、「会社」と「外国会社」とを分けて定義し、「会社」とは日本の株式会社等を意味し、外国会社を含まないと定めている（2条1号・2号）。そして、423条は、日本法人である株式会社の機関である「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人」を「以下この節において「役員等」という。」と定義した上で、429条1項は、「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めている。つまり、429条1項は、日本の株式会社の役員等だけに適用され、日本において外国会社が不法行為をして日本法が準拠法となったとしても、その役員の第三者責任には民法715条の使用者責任の規定が適用されるということになろう。

このように、よく分かっているつもりのことでも、一步国境を越えると、とたんに想定したこともないことが生じてくるのである。

海外への事業展開をする場合に、現地の独禁法、環境法、代理店保護法、消費者保護法などを計算に入れ、外国公務員と接するときには、現地の刑事法規のみならず、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を禁止する日本の不正競争防止法（18条）の遵守を担当者に徹底することはもはや通常のプラクティスになっているといえよう。しかし、複雑かつ高度に構築された法秩序が複数組み合わせられて適用される国際

企業法務においては、細心の現地調査と様々なシミュレーションを行い、リスクを的確に把握しておく必要がある。

ところが、法律自体が十分に国際的状況を想定せず、複数の解釈が成り立ちうることもある。たとえば、かねてから社債管理会社の設置義務（702条）が外国法に準拠した社債発行にも適用されるのか否かが不明確であったところ、会社法2条23号は「社債」を「この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であって、第676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。」と定義した。これにより一件落着かと思われたものの、「この法律の規定により」が前半だけに掛かるのか、後半にも掛かるのかが判然としないため、2説に分かれてしまっている。すなわち、「割当て」および「償還」の双方が日本法による必要があるとの解釈（割当て・償還説）と、「割当て」が日本法によるだけでよいとの解釈（割当て説）である。日本の会社の社債で社債契約の準拠法がイングランド法であるユーロCBの取扱いについて、「新株引受権」の部分は会社の基本部分に関する事項であるので当然日本法により、したがって、「割当て」は日本法によることになるが、「償還」はイングランド法によるため、これが「社債」の定義に合致し、社債管理会社設置義務があるか否かは、上記のいずれの説をとるかにより異なることになるのである。それに加えて、法務省は社債契約の準拠法が外国法であれば社債管理会社の設置は不要との説をとっているようであり、事態は混沌としている。

ここでは、国際会社法務をしっかりと行っていく基盤がないというほかない。また、上述のような裁判例が示されるのも困ったものである。今後は、会社法に限らず、すべての法律が国際化にもっと配慮して立法され、国際会社法務を困惑させるようなことのない法環境となることを期待したい。

（藤棚）